

記載例集を購入された方へ

記載例集の第一分冊につきましては、次の部分について修正等の内容を踏まえて利用してください。

頁	記載例集の該当部分	該当部分の修正・追加			
1	経営・管理の在留期間 5年、3年、1年、4月又は3月	経営・管理の在留期間 5年、3年、1年、 <u>6月</u> 、4月又は3月			
6	【申請者】 3 次の①～③のいずれかに該当する… (追加)  ② … <u>弁護士又は行政書士で、申請人から依頼を受けたもの</u>	【申請者】 3 次の①～④のいずれかに該当する… <u>② 特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの</u> ③ … <u>弁護士又は行政書士</u>			
7	③ 申請人本人の法定代理人（… (注1) <u>上記1又は2の方が、日本に滞在している場合に限られます。</u> (追加)  (注2) <u>代理人又は…</u> (注3) <u>本邦に新たに…</u> 【押印】	④ 申請人本人の法定代理人（… (注1) <u>上記3①～③の方は、日本にいる上記1又は2の方から依頼を受けることが必要です。</u> (注2) <u>上記3②の方は、所属する登録支援機関が支援する1号特定技能外国人の申請に限られます。</u> (注3) <u>代理人又は…</u> (注4) <u>本邦に新たに…</u> (削除)			
8	6 … <u>392円切手</u> …	6 … <u>404円切手</u> …			
12	① …(ただし、 <u>⑰</u> を提出する… (追加)	① …(ただし、 <u>⑱</u> を提出する…			
13	(追加)  <u>⑫ ⑬ ⑭ ⑮</u> <u>⑯</u> ① … <u>300位以内の大学</u>  ② … <u>支援事業(トップ型)に…</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>⑪</u></td> <td><u>活動機関が国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の対象として支援を受けている企業</u></td> <td><u>そのことを証明する文書(例えば、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業認定企業証明書の写し)</u></td> </tr> </table> <u>⑬ ⑭ ⑮ ⑯</u> <u>⑰</u> ① … <u>300位以内の大学又はいずれかにランクづけされている本邦の大学</u> ② … <u>支援事業(トップ型及びグローバル化牽引型)に…</u>	<u>⑪</u>	<u>活動機関が国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の対象として支援を受けている企業</u>	<u>そのことを証明する文書(例えば、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業認定企業証明書の写し)</u>
<u>⑪</u>	<u>活動機関が国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業の対象として支援を受けている企業</u>	<u>そのことを証明する文書(例えば、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業認定企業証明書の写し)</u>			
14	<u>⑰ ⑱ ⑲</u>	<u>⑱ ⑲ ⑳</u>			
18	経営・管理の 카테고리 1 (追加)	経営・管理の 카테고리 1 <u>⑤高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加</u>			

	<p>⑤一定の条件を満たす中小企業等（注）  （注）<u>厚生労働省が・・・なります。</u></p>	<p><u>算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）、</u>  ⑥一定の条件を満たす企業等（注）  （注）次のいずれかに該当する企業等が対象です。  （1）<u>都道府県労働局長から「ユースエール認定企業」として認定を受けているもの。</u>  （2）<u>都道府県労働局長から「くるみん認定企業」,「プラチナくるみん認定企業」として認定を受けているもの。</u>  （3）<u>都道府県労働局長から「えるぼし認定企業」,「プラチナえるぼし認定企業」として認定を受けているもの。</u>  （4）<u>都道府県労働局長から「安全衛生優良企業」として認定を受けているもの。</u>  （5）<u>指定審査認定機関から「職業紹介優良事業者」として認定を受けているもの。</u>  （6）<u>指定審査機関から「製造請負優良適正事業者」として認定を受けているもの。</u>  （7）<u>指定審査認定機関から「優良派遣事業者」として認定を受けているもの。</u>  （8）<u>日本健康会議から「健康経営優良法人」として認定を受けているもの。</u>  （9）<u>経済産業大臣から「地域未来牽引企業」として選定を受けているもの。</u>  （10）<u>地方航空局長又は空港事務所長から「空港管理規則上の第一類構内営業者又は第二類構内営業者」として承認を受けているもの。</u>  （11）<u>内部通報制度認証事務局から「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者」として登録を受けているもの。</u></p>
19	<p>（3）<u>基準適合事業・・・申請を行う場合</u>   <u>（追加）</u>   ●<u>カテゴリー2（前年分の職員の・・・1,500万円・・・個人）</u></p>	<p>（3）<u>上記⑤の対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）</u>  （4）<u>上記⑥の対象企業等であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）</u>  ●<u>カテゴリー2（①前年分の職員の・・・1,000万円・・・個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関）</u></p>

	<p>2 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>2 上記カテゴリーに該当する… (1) 前年分の職員の給与所得の… (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p>
21	<p>研究のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>⑧一定の条件を満たす中小企業等 (注)</p>	<p>研究のカテゴリー 1</p> <p>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業)、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等 (注)</p>
22	<p>2 上記カテゴリーに該当する… (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー 2 (前年分の職員の…<u>1,500</u> 万円…個人)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>2 上記カテゴリーに該当する… (3) 上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業)であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</p> <p>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</p> <p>●カテゴリー 2 (①前年分の職員の…<u>1,000</u> 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (1) 前年分の職員の給与所得の… (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p>
25	<p>技術・人文知識・国際業務のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>⑧一定の条件を満たす中小企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー 2 (前年分の職員の…<u>1,500</u> 万円…個人)</p>	<p>技術・人文知識・国際業務のカテゴリー 1</p> <p>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業)、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (3) 上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業)であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</p> <p>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</p> <p>●カテゴリー 2 (①前年分の職員の…<u>1,000</u> 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p>

	<p>2 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>2 上記カテゴリーに該当する… (1) 前年分の職員の給与所得の… (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p>
27	<p>企業内転勤のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>⑧一定の条件を満たす中小企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー 2 (前年分の職員の…</p>	<p>企業内転勤のカテゴリー 1</p> <p>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業)、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (3) 上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業) であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</p> <p>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</p> <p>●カテゴリー 2 (①前年分の職員の…</p>
28	<p>…1,500 万円…個人)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>…1,000 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する… (1) 前年分の職員の給与所得の… (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p>
30	<p>介護</p> <p>3 本邦の介護福祉士養成施設の…</p> <p>4 労働基準法…</p> <p>5 招へい機関の… (追加)</p>	<p>介護 (削除)</p> <p>3 労働基準法…</p> <p>4 招へい機関の…</p> <p>5 技術移転に係る申告書 (参考様式。法務省ホームページから取得できます。)</p> <p>(注)「技能実習」の在留資格をもって在留していたことがある場合のみ必要です。</p>
33	<p>技能 (調理師) のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>⑧一定の条件を満たす中小企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する…</p>	<p>技能 (調理師) のカテゴリー 1</p> <p>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業)、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する…</p>

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー2 (前年分の職員の・・・1,500 万円・・・個人)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・ 前年分の職員の給与所得の・・・</p> <p>(追加)</p>	<p>(3) <u>上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業) であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</u></p> <p>(4) <u>上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</u></p> <p>●カテゴリー2 (<u>①前年分の職員の・・・1,000 万円・・・個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関</u>)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・</p> <p>(1) <u>前年分の職員の給与所得の・・・</u></p> <p>(2) <u>在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</u></p>
35	<p>技能 (調理師以外) のカテゴリー1</p> <p>(追加)</p> <p>⑧一定の条件を満たす<u>中小企業等 (注)</u></p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー2 (前年分の職員の・・・1,500 万円・・・個人)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・ 前年分の職員の給与所得の・・・</p> <p>(追加)</p>	<p>技能 (調理師以外) のカテゴリー1</p> <p>⑧<u>高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業)、</u></p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等 (注)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・</p> <p>(3) <u>上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業) であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</u></p> <p>(4) <u>上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</u></p> <p>●カテゴリー2 (<u>①前年分の職員の・・・1,000 万円・・・個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関</u>)</p> <p>2 上記カテゴリーに該当する・・・</p> <p>(1) <u>前年分の職員の給与所得の・・・</u></p> <p>(2) <u>在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</u></p>
38	<p>特定技能</p> <p>2 その他立証資料</p> <p>(追加)</p>	<p>特定技能</p> <p>2 その他立証資料</p> <p><u>同表は、特定技能1号と2号、特定技能所属機関が法人の場合と個人の場合、個人の場合は更に健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合と適用事業所でない場合にそれぞれ区分されていますの</u></p>

	<p>(追加)</p> <p>(参考)特定技能外国人の在留諸申請に係る提出資料一覧・確認表</p>	<p>で、該当するものを使用してください。また、特定技能1号の農業分野と漁業分野は派遣雇用が認められていますので、その場合は派遣雇用の提出書類一覧・確認表を使用してください。</p> <p>3 申請人名簿（法務省ホームページから取得できます。）</p> <p>取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合のみ必要です。</p> <p>削除（改正されていますので、法務省ホームページから該当するものを取得してください。）</p>
49	<p>外国の大学生（インターンシップ等）</p> <p>(注)「インターンシップ」、…</p> <p>(追加)</p>	<p>外国の大学生（インターンシップ等）</p> <p>(注1)「インターンシップ」、…</p> <p>(注2)インターンシップについては、「外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号）に係るガイドライン（令和2年5月出入国在留管理庁）をご覧ください。</p>
50	<p>インターンシップ必要書類</p> <p>3 申請人が在籍する…契約書の写し</p> <p>(追加)</p> <p>4 申請人が在籍する外国の大学からの承認書、推薦状及び単位取得等教育課程の一部として実施されることを証明する資料</p> <p>(追加)</p> <p>5 6 7</p> <p>(追加)</p> <p>8 9 10 11 12 13</p>	<p>インターンシップ必要書類</p> <p>3 申請人が在籍する…契約書の写し</p> <p>(注)契約書については、ガイドラインを参照の上、必要書類の別添1に掲げられた事由を盛り込んでください。</p> <p>4 申請人が在籍する外国の大学からの<u>インターンシップ実施に係る承認書、推薦状</u></p> <p>5 単位取得等教育課程の一部として実施されることを証明する資料<u>（インターンシップ実施計画）適宜</u></p> <p>6 7 8</p> <p>9 <u>その他、ガイドラインに規定する項目に係る説明書（参考様式。法務省ホームページから取得できます。）</u></p> <p>10 11 12 13 14 15</p>
54	<p>本邦大学卒業者の必要書類</p> <p>3 雇用理由書</p> <p>(追加)</p>	<p>本邦大学卒業者の必要書類</p> <p>3 雇用理由書</p> <p>(注3)どのような業務で日本語を活用するのか、</p>

		<p>どのような業務が学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務であるのかを明確にしてください。</p>
55	(追加)	<p><b>★スキーインストラクターとしての活動を希望する場合</b></p> <p>1 在留資格認定証明書交付申請書 [申請人等作成用 1・2U/3U/4U、所属機関等作成用 1U・2U/3U (その他) 1通]</p> <p>2 申請人の活動内容を明らかにする資料として次のいずれかの資料 1通</p> <p>(1) 雇用契約書の写し及び労働条件を明示する文書の写し (活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの)</p> <p>(2) 雇用以外の契約を締結する場合は、当該契約書の写し</p> <p>3 申請人の技能を証明する以下のいずれかの資料</p> <p>(1) 公益社団法人日本プロスキー教師協会 (S I A) が認定する次に掲げるいずれかの資格を有することを証明する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルペンスキー・ステージ I</li> <li>・アルペンスキー・ステージ I I</li> <li>・アルペンスキー・ステージ I I I</li> <li>・アルペンスキー・ステージ I V</li> </ul> <p>(2) 公益社団法人日本プロスキー教師協会 (S I A) が上記 (1) に掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有することを証明する資料</p> <p>4 申請人が勤務する日本にある機関の概要を明らかにする次のいずれかの資料 1通</p> <p>(1) 勤務先等の沿革、役員、事業内容等が詳細に記載された案内書 (パンフレット等)</p> <p>(2) 勤務先等の作成した上記 (1) に準ずるその他の文書</p> <p>(3) 登記事項証明書</p>

62	<p><b>【申請者】</b></p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な…</p> <p>(2) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(注1)</u> <u>(注2)</u> <u>(注3)</u> <u>(注4)</u></p>	<p><b>【申請者】</b></p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人</u>から依頼を受けたもの</p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行業者の職員</u></p> <p>⑥ 外国人の円滑な…</p> <p>(2) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人</u>から依頼を受けたもの</p> <p><u>(注1)取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p><u>(注2)(1)①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができますが、それに加えて、③は当該団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生、④は当該機関が特定技能所属機関との間の委託契約に基づき支援を行っている又は行おうとしている外国人についても、それぞれ申請取次ぎができます。</u></p> <p><u>(注3)</u> <u>(注4)</u> <u>(注5)</u> <u>(注6)</u></p>
68	<b>【押 印】</b>	(削除)
69	<p>経営・管理の 카테고리 1</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する…</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>経営・管理の 카테고리 1</p> <p>⑤<u>高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）、</u></p> <p>⑥<u>一定の条件を満たす企業等（注）</u></p> <p><u>(注)在留資格認定証明書交付申請の在留資格「経営・管理」の項目を参照してください。</u></p> <p>3 上記カテゴリーに該当する…</p> <p>(3) <u>上記⑤の対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）</u></p> <p>(4) <u>上記⑥の対象企業等であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）</u></p>



70	<p>●カテゴリー2（前年分の職員の・・・<u>1,500</u>万円・・・個人）</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ 前年分の職員の給与所得の・・・ (追加)</p>	<p>●カテゴリー2（①前年分の職員の・・・<u>1,000</u>万円・・・個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関）</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (1) 前年分の職員の給与所得の・・・ (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書（利用申出に係る承認のお知らせメール等）</p>
71	<p>研究のカテゴリー1 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー2（前年分の職員の・・・<u>1,500</u>万円・・・個人）</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ 前年分の職員の給与所得の・・・ (追加)</p>	<p>研究のカテゴリー1</p> <p>⑧高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等（注）</p> <p>（注）在留資格認定証明書交付申請の在留資格「経営・管理」の項目を参照してください。</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (3) 上記⑧の対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） (4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）</p> <p>●カテゴリー2（①前年分の職員の・・・<u>1,000</u>万円・・・個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関）</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (1) 前年分の職員の給与所得の・・・ (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書（利用申出に係る承認のお知らせメール等）</p>
72	<p>技術・人文知識・国際業務のカテゴリー1 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (追加)</p>	<p>技術・人文知識・国際業務のカテゴリー1</p> <p>⑧高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）、</p> <p>⑨一定の条件を満たす企業等（注）</p> <p>（注）在留資格認定証明書交付申請の在留資格「経営・管理」の項目を参照してください。</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する・・・ (3) 上記⑧の対象企業（イノベーション創出企</p>

	<p>(追加)</p> <p>●<u>カテゴリー 2</u> (前年分の職員の…<u>1,500</u> 万円…個人)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p><u>業)であることを証明する文書(例えば、補助金交付決定通知書の写し)</u></p> <p><u>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書(例えば、認定証等の写し)</u></p> <p>●<u>カテゴリー 2</u> (①前年分の職員の…<u>1,000</u> 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… <u>(1) 前年分の職員の給与所得の…</u> <u>(2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書(利用申出に係る承認のお知らせメール等)</u></p>
73	<p>企業内転勤のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●<u>カテゴリー 2</u> (前年分の職員の…<u>1,500</u> 万円…個人)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>企業内転勤のカテゴリー 1</p> <p><u>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)、</u></p> <p><u>⑨一定の条件を満たす企業等(注)</u></p> <p><u>(注)在留資格認定証明書交付申請の在留資格「経営・管理」の項目を参照してください。</u></p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… <u>(3) 上記⑧の対象企業(イノベーション創出企業)であることを証明する文書(例えば、補助金交付決定通知書の写し)</u></p> <p><u>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書(例えば、認定証等の写し)</u></p> <p>●<u>カテゴリー 2</u> (①前年分の職員の…<u>1,000</u> 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… <u>(1) 前年分の職員の給与所得の…</u> <u>(2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書(利用申出に係る承認のお知らせメール等)</u></p>
74	<p>技能のカテゴリー 1 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>技能のカテゴリー 1</p> <p><u>⑧高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)、</u></p> <p><u>⑨一定の条件を満たす企業等(注)</u></p>

	<p>(追加)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●カテゴリー2 (前年分の職員の…<u>1,500</u> 万円…個人)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… 前年分の職員の給与所得の… (追加)</p>	<p>(注) 在留資格認定証明書交付申請の在留資格「経営・管理」の項目を参照してください。</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… (3) 上記⑧の対象企業 (イノベーション創出企業) であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し)</p> <p>(4) 上記⑨の対象企業等であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し)</p> <p>●カテゴリー2 (①前年分の職員の…<u>1,000</u> 万円…個人、②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関)</p> <p>3 上記カテゴリーに該当する… (1) 前年分の職員の給与所得の… (2) 在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書 (利用申出に係る承認のお知らせメール等)</p>
75	<p>特定技能</p> <p>3 その他立証資料 (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>特定技能</p> <p>3 その他立証資料</p> <p>同表は、特定技能1号と2号、特定技能所属機関が法人の場合と個人の場合、個人の場合は更に健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合と適用事業所でない場合にそれぞれ区分されていますので、該当するものを使用してください。また、特定技能1号の農業分野と漁業分野は派遣雇用が認められていますので、その場合は派遣雇用の提出書類一覧・確認表を使用してください。</p> <p>4 申請人名簿 (法務省ホームページから取得できます。)</p> <p>取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合のみ必要です。</p>
76	<p>短期滞在</p> <p>5 診断書</p> <p>6 滞在中の経費を…</p>	<p>短期滞在</p> <p>削除</p> <p>5 滞在中の経費を…</p>

90	<p>【申請者】</p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な…</p> <p>(2) …申請人から依頼を受けたもの</p>	<p>【申請者】</p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人</u>から依頼を受けたもの</p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行者の職員</u></p> <p>⑥ 外国人の円滑な…</p> <p>(2) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人</u>から依頼を受けたもの</p>
91	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(注1)</u> <u>(注2)</u> <u>(注3)</u> <u>(注4)</u></p> <p>【押印】</p>	<p><u>(注1)取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p><u>(注2)(1)①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができますが、それに加えて、③は当該団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生、④は当該機関が特定技能所属機関との間の委託契約に基づき支援を行っている又は行おうとしている外国人についても、それぞれ申請取次ぎができます。</u></p> <p><u>(注3)</u> <u>(注4)</u> <u>(注5)</u> <u>(注6)</u></p> <p>(削除)</p>
95	<p>高度専門職2号 4の(注)</p> <p>…、申請書並びに<u>住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書</u>を提出資料とし、…</p> <p>(追加)</p>	<p>高度専門職2号 4の(注)</p> <p>…、申請書並びに以下の<u>5及び6</u>を提出資料とし、…</p> <p><u>5 直近(過去5年分)の申請人の所得及び納税状況を証明する資料</u></p> <p><u>(1) 住民税の納付状況を証明する資料</u></p> <p>① <u>直近5年分の住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)</u> 各1通</p> <p>② <u>直近5年間において住民税を適正な時期に納めていることを証明する資料(通帳の写し、領収証書等)</u></p> <p><u>(注)直近5年間において、住民税が特別徴収(給与から天引き)されていない期間がある方の場合、</u></p>

		<p><u>当該期間分</u></p> <p><u>(2) 国税の納付状況を証明する資料</u>  <u>源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税に係る納税証明書</u></p> <p><u>(3) その他</u>  <u>次のいずれかで，所得を証明するもの</u></p> <p>① 預貯金通帳の写し 適宜</p> <p>② 上記①に準ずるもの 適宜</p> <p><u>6 申請人の公的年金及び公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料</u>  <u>過去2年間に加入した公的年金制度及び公的医療保険制度に応じ，次のうち該当する資料(複数の公的年金制度及び公的医療保険制度に加入していた場合は，それぞれの制度に係る資料)</u></p> <p><u>(1) 直近(過去2年間)の公的年金の保険料の納付状況を証明する資料</u>  <u>次の①～③のうち，①又は②の資料及び③の資料</u></p> <p>① <u>ねんきん定期便(全期間の年金記録情報が表示されているもの)</u></p> <p>② <u>ねんきんネットの「各月の年金記録」の印刷画面</u></p> <p>③ <u>国民年金保険料領収証書(写し)</u></p> <p><u>(2) 直近(過去2年間)の公的医療保険の保険料の納付状況を証明する資料</u></p> <p>① <u>国民健康保険被保険者証(写し) 現在，国民健康保険に加入している方</u></p> <p>② <u>健康保険被保険者証(写し) 現在，健康保険に加入している方</u></p> <p>③ <u>国民健康保険料(税)納付証明書 直近2年間において，国民健康保険に加入していた期間がある方(当該期間分)</u></p> <p>④ <u>国民健康保険料(税)領収証書(写し)</u>  <u>直近2年間において，国民健康保険に加入していた期間がある方は，当該期間分</u></p> <p><u>(3) 申請される方が申請時に社会保険適用事業所の事業主である場合</u>  <u>直近2年間のうち当該事業所で事業主である期</u></p>
--	--	---

		<p>間について、事業所における公的年金及び公的医療保険の保険料に係る次の①及び②のいずれか</p> <p>(注)健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書(写し)の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認(申請)書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</p> <p>① 健康保険・厚生年金保険料領収証書(写し)</p> <p>② 社会保険納入証明書又は社会保険料納入確認(申請)書(いずれも未納の有無を証明・確認する場合)</p>
	5 高度専門職ポイント計算表	7 高度専門職ポイント計算表
96	6 高度専門職…	8 高度専門職…
100	<p>特定技能</p> <p>3 その他立証資料 「特定技能外国人…ください。」</p>	<p>特定技能</p> <p>3 「在留資格認定証明書交付申請」の必要書類と同じ(38頁参照)</p>
101	<p>技能実習 (追加)</p> <p>3 技能実習法第8条… (注)申請に係る…写し。</p>	<p>技能実習</p> <p>(注)技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの</p> <p>3 「在留資格認定証明書交付申請」の必要書類と同じ(45頁参照)</p>
103	<p>★EPA看護師候補者からEPA看護師又はEPA介護福祉士候補者(就労コース含む)からEPA介護福祉士への変更を希望する者、若しくは就労先を変更した上で継続して在留を希望する場合</p> <p>5 看護師免許若しくは…の写し (追加)</p> <p>●就労先を変更し、その際JICWELS…</p> <p>6 受入れ機関の法人登記簿謄本…</p> <p>7 受入れ施設の…</p> <p>8 日本人と同等以上の… (注)この申請は、在留期間の…</p> <p>★EPA介護福祉士候補者(就学コース)から</p>	<p>★EPA看護師候補者からEPA看護師へ変更し、EPA介護福祉士候補者(就労コース含む)からEPA介護福祉士へ変更し、又はEPA看護師若しくはEPA介護福祉士が就労先を変更した上で継続して在留を希望する場合</p> <p>5 看護師免許若しくは…写し (注)就労先を変更した場合は除きます。</p> <p>削除</p> <p>6 JICWELSが発行する「EPAに基づく看護師/介護福祉士の受入れ要件確認の結果について」の写し 1通</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>★EPA介護福祉士候補者(就学コース)からEP</p>

	E P A 介護福祉士へ変更する場合、若しくは就労先を変更したうえで…	A 介護福祉士へ変更する場合
104	(追加)	<p>●<u>国家戦略特別区域における日本語教育機関在籍者の場合</u></p> <p>1 2 <u>直前まで在籍していた日本語教育機関の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書</u> 1 通</p> <p>1 3 <u>直前まで在籍していた日本語教育機関が発行する出席状況の証明書</u> 1 通</p> <p>1 4 <u>海外の大学（大学院を含む）の卒業（又は修了）証書（写し）又は卒業（又は修了）証明書</u> 1 通</p> <p>1 5 <u>直前まで在籍していた日本語教育機関による継続就職活動についての推薦状</u> 1 通</p> <p>1 6 <u>継続就職活動を行っていることを明らかにする資料</u> 適宜</p> <p>1 7 <u>直前まで在籍していた日本語教育機関の所在する自治体を生活拠点とし、当該日本語教育機関と定期的に面談を行う旨の誓約書</u> 1 通</p> <p>1 8 <u>直前まで在籍していた日本語教育機関が国家戦略特別区域である自治体から「海外大学卒業留学生の就職活動支援事業」の要件を満たしている旨の確認を受けたことが分かる証明書（写し）</u> 1 通</p> <p>(注) 本事業は、国家戦略特別区域法第 8 条の規定により内閣総理大臣による区域計画の認定を受けた自治体において実施されるものです。</p>
106	(追加)	<p>★<u>大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合</u></p> <p>(1) <u>対象者</u></p> <p>① <u>在留資格「留学」をもって在留する外国人</u></p> <p>② <u>継続就職活動を目的とした在留資格「特定活動」をもって在留する外国人</u></p> <p>(2) <u>要件</u></p> <p>① <u>日本の教育機関を卒業したこと又は教育機関の課程を修了したこと</u></p> <p>② <u>内定後 1 年以内であって、かつ、卒業後 1 年 6 月以内に採用されること</u></p>

	(追加)	<p>③ <u>企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等就労に係るいずれかの在留資格への変更が見込まれること</u></p> <p>④ <u>内定者の在留状況に問題がないこと</u></p> <p>⑤ <u>内定者と一定期間ごとに連絡をとること、内定を取り消した場合は遅滞なく地方出入国在留管理局に連絡することについて内定先の企業が誓約すること</u></p> <p>1 <u>在留資格変更許可申請書〔申請人等作成用 1・2 N、所属機関等作成用 1 N、2 N、3 N、4 N（「高度専門職（1号イ、ロ）」・「高度専門職（2号）」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動（研究活動等）、（本邦大学卒業者）」）〕</u> <u>1通</u></p> <p>2 <u>申請人の在留カードおよび旅券</u> <u>提示</u></p> <p>3 <u>申請人の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書</u> <u>適宜</u>  <u>（注）申請人以外が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書を提出してください。</u></p> <p>4 <u>内定した企業において、採用後に行う活動に応じて変更することとなる、就労に係る在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料（在留資格によっては、1の申請書も異なります。）</u></p> <p>5 <u>内定した企業からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料</u> <u>1通</u></p> <p>6 <u>連絡義務等の遵守が記載された誓約書（法務省ホームページから取得できます。）</u> <u>1通</u></p> <p>7 <u>採用までに行う研修等の内容を確認できる資料（該当する活動がある場合に限り。）</u> <u>適宜</u></p> <p>★<u>スキーインストラクターとしての活動を希望する場合</u></p> <p>1 <u>在留資格変更許可申請書〔申請人等作成用 1・2U・3U・4U、所属機関等作成用 1U・2U・3U（その他）</u> <u>1通</u></p> <p>2 <u>申請人の活動内容を明らかにする資料として次のいずれかの資料</u> <u>1通</u></p>
--	------	--



	<p>日本人の配偶者等 3 「在留資格認定証明書・・・ (追加)</p>	<p>(1) <u>雇用契約書の写し及び労働条件を明示する文書の写し(活動の内容、雇用期間、報酬等の待遇を記載したもの)</u> (2) <u>雇用以外の契約を締結する場合は、当該契約書の写し</u> 3 <u>申請人の技能を証明する以下のいずれかの資料</u> (1) <u>公益社団法人日本プロスキー教師協会(S I A)が認定する次に掲げるいずれかの資格を有することを証明する資料</u> ・<u>アルペンスキー・ステージ I</u> ・<u>アルペンスキー・ステージ I I</u> ・<u>アルペンスキー・ステージ I I I</u> ・<u>アルペンスキー・ステージ I V</u> (2) <u>公益社団法人日本プロスキー教師協会(S I A)が上記(1)に掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有することを証明する資料</u> 4 <u>申請人が勤務する日本にある機関の概要を明らかにする次のいずれかの資料</u> 1通 (1) <u>勤務先等の沿革、役員、事業内容等が詳細に記載された案内書(パンフレット等)</u> (2) <u>勤務先等の作成した上記(1)に準ずるその他の文書</u> (3) <u>登記事項証明書</u> 日本人の配偶者等 3 「在留資格認定証明書・・・ (注) <u>配偶者(日本人)の方が申請人の扶養を受けている場合等、配偶者(日本人)の方の住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)を提出できないときは、申請人の住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)を提出してください。</u></p>
109	<p>【申請者】 3 取次者 (1) …申請人から依頼を受けたもの</p>	<p>【申請者】 3 取次者 (1) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人か</u></p>

	<p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な (2) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(注1) (注2) (注3) (注4)</p>	<p>ら依頼を受けたもの</p> <p>④ 特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</p> <p>⑤ 旅行業者の職員</p> <p>⑥ 外国人の円滑な…</p> <p>(2) …日本にいる申請人又はその法定代理人から依頼を受けたもの</p> <p>(注1) 取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</p> <p>(注2) (1) ①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができます</p> <p>(注3) (注4) (注5) (注6)</p>
113	<p>7 (3) 申請される方が…次のいずれか (追加)</p> <p>② 社会保険料納入確認(申請)書(未納の有無を確認する場合)</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認(申請)書(未納の有無を確認する場合)」により申請してください。</p>	<p>7 (3) 申請される方が…次のいずれか</p> <p>(注) 健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書(写し)の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認(申請)書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</p> <p>② 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認(申請)書(いずれも未納の有無を証明・確認する場合)</p> <p>以下のURLから、社会保険料納入証明書については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「社会保険料納入証明申請書(出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」)」により、社会保険料納入確認(申請)書については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認(申請)書(未納の有無を確認する場合)」により、それぞれ申請してください。</p>
115	<p>8 (3) 申請される方が…次のいずれか (追加)</p>	<p>8 (3) 申請される方が…次のいずれか</p> <p>(注) 健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書(写し)の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入</p>

	<p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p><u>証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
118	<p>8（3）申請される方が…次のいずれか（追加）</p> <p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p>8（3）申請される方が…次のいずれか</p> <p><u>（注）健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
120	<p>7（3）申請される方が…次のいずれか（追加）</p>	<p>7（3）申請される方が…次のいずれか</p> <p><u>（注）健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入</u></p>

	<p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p><u>証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
122	<p>4（3）申請される方が…次のいずれか（追加）</p> <p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p>4（3）申請される方が…次のいずれか</p> <p><u>（注）健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
124	<p>7（3）申請される方が…次のいずれか（追加）</p>	<p>7（3）申請される方が…次のいずれか</p> <p><u>（注）健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入</u></p>

	<p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p><u>証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
126	<p>4（3）申請される方が…次のいずれか（追加）</p> <p>② 社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</p> <p>以下のURLから、「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）」により申請してください。</p>	<p>4（3）申請される方が…次のいずれか</p> <p><u>（注）健康保険組合管掌の適用事業所であって、①の保険料領収証書（写し）の提供が困難である場合は、日本年金機構が発行する②の社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。</u></p> <p>② <u>社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書（いずれも未納の有無を証明・確認する場合）</u></p> <p>以下のURLから、<u>社会保険料納入証明書</u>については「1. 社会保険料納入証明書」の申請様式「<u>社会保険料納入証明申請書（出力区分「一括用のみ」、証明範囲区分「延滞金を含む」）</u>」により、<u>社会保険料納入確認（申請）書</u>については「2. 社会保険料納入確認書」のうち、申請様式「<u>社会保険料納入確認（申請）書（未納の有無を確認する場合）</u>」により、<u>それぞれ申請してください。</u></p>
128	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの（追加）</p>	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの</p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機</u></p>

	<p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な・・・</p> <p>⑤ 旅行者</p> <p>4 申請<u>在留人本人</u>の法定代理人</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(注1) (注2) (注3)</p>	<p><u>関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行者の職員</u></p> <p>⑥ 外国人の円滑な・・・</p> <p>(削除)</p> <p>4 申請人の法定代理人<u>で、申請人から依頼を受けたもの</u></p> <p>(注1) <u>取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p>(注2) (1) ①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができますが、それに加えて、③は当該団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生、④は当該機関が特定技能所属機関との間の委託契約に基づき支援を行っている又は行おうとしている外国人、⑤は旅行手続を依頼した外国人についても、それぞれ申請取次ぎができます。</p> <p>(注3) (注4) (注5)</p>
130	<p><b>【申請者】</b></p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な・・・</p> <p>(2) …申請人から依頼を受けたもの</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(注1) (注2) (注3)</p>	<p><b>【申請者】</b></p> <p>3 取次者</p> <p>(1) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人から依頼を受けたもの</u></p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行者の職員</u></p> <p>⑥ 外国人の円滑な・・・</p> <p>(2) …<u>日本にいる申請人又はその法定代理人から依頼を受けたもの</u></p> <p>(注1) <u>取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p>(注2) (1) ①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができます。</p> <p>(注3) (注4) (注5)</p>

132	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>③ 外国人の円滑な…</p> <p>4 申請人<u>本人</u>の法定代理人</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの</p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行者の職員</u></p> <p>⑥ <u>外国人の円滑な…</u></p> <p>4 <u>申請人の法定代理人で、申請人から依頼を受けたもの</u></p> <p><u>(注1)取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p><u>(注2)(1)①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができます。</u></p>
134	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>④ 外国人の円滑な…</p> <p>4 申請人<u>本人</u>の法定代理人</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>【申請者】</p> <p>2 地方出入国…依頼を受けたもの</p> <p>④ <u>特定技能所属機関から適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員</u></p> <p>⑤ <u>旅行者の職員</u></p> <p>⑥ <u>外国人の円滑な…</u></p> <p>4 <u>申請人の法定代理人で、申請人から依頼を受けたもの</u></p> <p><u>(注1)取次者が申請の取次ぎをするためには、申請人本人が日本に滞在していることが必要です。</u></p> <p><u>(注2)(1)①～⑤は当該機関等に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人及び当該外国人の配偶者又は子で当該外国人と同居する者について申請取次ぎができますが、それに加えて、③は当該団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生、④は当該機関が特定技能所属機関との間の委託契約に基づき支援を行っている又は行おうとしている外国人についても、それぞれ申請取次ぎができます。</u></p>
136	<p>【申請者】</p> <p>証印転記願出は法令に基づくものではありませんので、<u>本人又は代理人のいずれが行っても</u></p>	<p>【申請者】</p> <p>証印転記願出は法令に基づくものではありませんので、<u>本人が行っても、本人又は法定代理人の依頼</u></p>

	<p>差し支えありません。<u>申請等取次者等が行うこともできます。</u></p>	<p><u>を受けた親族、同居者、地方出入国在留管理局長から申請等取次ぎの承認を受けている受入れ機関等の職員若しくは公益法人の職員、地方出入国在留管理局長に届け出ている弁護士若しくは行政書士又は法定代理人（いずれも16歳未満の者は除きます。）が本人に代わって行っても差し支えありません。</u></p>
137	<p>東京出入国在留管理局</p> <p><u>03-5796-7252</u>（就労一）</p> <p><u>03-5796-7165</u>（就労二）</p> <p><u>03-5796-7173</u>（特定技能）</p> <p><u>03-5796-7253</u>（留学）</p> <p><u>03-5796-7254</u>（研修短期）</p> <p><u>03-5796-7255</u>（永住）</p>	<p>東京出入国在留管理局</p> <p><u>0570-034259-310</u>（就労一）</p> <p><u>0570-034259-320</u>（就労二）</p> <p><u>0570-034259-330</u>（特定技能）</p> <p><u>0570-034259-410</u>（留学）</p> <p><u>0570-034259-510</u>（研修短期）</p> <p><u>0570-034259-610</u>（永住）</p>